

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月24日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (0人)
欠席者

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第8号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

ただ今より平成 28 年度第 2 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 5 番委員の白川満秀委員にお願い致します。

憲章朗唱（5 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

新しい年度になりまして、あっという間に 2 か月が過ぎようとしております。この時期、各種の会合・総会が開催される時期かなと思っております。JA の方でも本日座談会がありまして、27 年度の実績の報告もあるようでございます。各作物は価格的には良いという事ですが、量が少ないということで例年 7 億円代のものが億単位で減少しているということでもあります。この農業生産をいかに伸ばしていくかということは、私どもの課題であります『農地の有効利用』につながっていくのではないかと気がしております。

先般、熊毛地区の農業委員会の連絡協議会がございまして、熊毛の委員研修が今年度は西之表市で開催される予定でございます。現体制では最後の研修となります。

先月の総会の折に熊本地震の関係で菊陽町への支援の話が出ましたけども、私の方でもなかなか菊陽町の被害状況が入ってきませんで、直接、菊陽町の農業委員会事務局に電話をしまして、その時点でまだ避難生活をしている人が 400 人くらいいらっしゃるということでしたので、その日のうちに『縄文水でもお届けしよう。』ということで事務局から送っていただきました。

本日は議題が少ないですが大きな案件もございまして、ご審議をよろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 8 番委員、9 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 6 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 7 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人（ [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []。地目：田。面積：354 m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：甘藷が 4 月から 11 月、ポンカン・タンカンが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有地： [] m²、借地 842 m²、合計 [] m²。経験年数：申請人・25 年、夫・25 年。農機具等の保有状況：耕運機・1、草刈機・2、チェーンソー・1、動噴・1。

周辺地域との関係については『特に支障はないと思います。』ということです。地域との役割分担については『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請は規模拡大ということですが、申請人の経験年数・農機具等の保有状況、営農計画をみても特に問題も見られないことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号7番について、皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

6ページの航空写真をお願いします。■■■■を渡りますと■■■■が
ありまして、近くに申請地があります。譲受人は旦那さんが■■■■を
経営しておりますが、ポンカン・タンカン・甘藷を栽培しております。
譲渡人は■■■■の方ですが、奥さんが■■■■の方です。もう■■■■の土地
を処分したいということです。
許可要件は全て満たしていると思います。 以上です。

会長

皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。
（「ありません。」の声あり）
整理番号7番について許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号7番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号8番、9番、10番は申請人が同一ですので、一
括審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号8番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。
申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■
■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、1,377
㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：実エンドウが9月から4月。
事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況：経営面積は0。申請人
の経験年数：3年。農機具等の保有状況：刈払機・1、管理機・1、動
噴・1です。
周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』ということ
です。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』
ということです。

整理番号9番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。
申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■
■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他2筆。
地目：田。3筆の合計面積が1,138㎡。利用状況：田。以下は整理番号
8番と同じです。

整理番号10番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設
定。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■
■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他4
筆。地目：田。5筆の合計面積が1,308㎡。利用状況：田。以下は整理
番号8番と同じです。

本申請は整理番号8番から10番で、3,823㎡を借りて新規就農しよ
うとするものです。申請人の経験年数・機械の保有状況・営農計画をみ
ても特に問題はみられないことから、農地法第3条第2項の各号に該当
しない為、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 以上です。

会長

整理番号8番・9番・10番について担当委員のご意見をお願いいた
します。

○番（農業委員）

9ページをお願いします。■■■■の手前に1筆。10ページをお願
いします。■■■■の前の■■■■に行く道脇に8筆。借人につきましては、
14年ほど前に屋久島に来られた方のようなようです。現在は■■■■さんと一緒
にエンドウの勉強をしているという事です。本人はここでエンドウを作
りたいという事なんです、エンドウは連作ができませんのでこの3反
歩を回して作っていきながら、寝かしている場所についても、何か作物

○番（農業委員）	<p>を作っていくという事です。 申請地は皆さんヤミで貸しておられようですけども、誰に貸しているかよくわからないということでしたので、今回申請を上げてもらっています。遊休地解消のためにも、良いことではないかと思えます。</p>
会長	<p>整理番号8番・9番・10番についてご質問ございますか。</p>
○番（農業委員）	<p>誰かが作っていた土地ですし、やりやすいと思います。賛成したいと思います。</p>
会長	<p>他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号8番・9番・10番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号8番・9番・10番は許可することに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして11ページ。議案第7号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第7号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。 整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■さん（■■歳）、譲受人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、田、118㎡。利用状況：田。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『隣接地で商店を開いているため、駐車場が必要である。』ということです。 転用目的及び事業計画：駐車場が118㎡です。 事業計画・農地区分等をみても、特に問題はみられないことから転用はやむを得ないものと思います。以上です。</p>
会長	<p>整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>16ページの航空写真を見てください。■■近辺は昔田んぼがありました。5mと奥行きが20m位ですね。農地として残っていたことが不思議なんです、このまま農地としていても荒れるだけですので、認めても良いと思います。以上です。</p>
会長	<p>整理番号1番について皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょう。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号1番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番は申請に同意することに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして17ページです。 議案第8号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第8号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。 整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■（代表取締役■■■■■） 譲渡人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、他12筆。現況地目：畑。13筆の合計面積：23,702㎡。すべ</p>

事務局長

て農用地区域内農地です。内容：樹園地（茶園）。移転時期：平成 28 年 6 月 30 日。対価：■■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計■■■■㎡。従事日数：240 日。農機具等の保有状況：荒茶工場・200 kg ライン、乗用茶摘採機・4、乗用茶園管理機・5、耕運機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・5、ライトバン・2、超水槽スプリンクラー・一式です。

譲受人の■■■■は大規模な農業経営をしております法人です。経営面積・農機具等の保有状況をみましても特に問題ないため、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会長

整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人ですが、■■歳を過ぎたころから元気がなくなってきたということで心配していたんですが、入院しましてこのような形で■■■さんに引き渡すということです。■■■にも茶園があったんですが、数年前に■■■さんに買っていただいております。

場所は 22 ページにございますが、■■■の山手にひとかたまり、■■■の下に 3 枚。全て茶畑であります。

会長

整理番号 2 番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。

○番（農業委員）

屋久島でお茶をやっていた方たちは、辞める時に■■■さんに買ってもらっております。

お茶は、誰でもが買ってくれるもんじゃないですから、■■■さんの力は大きいですから、賛成したいと思います。

会長

■■■さんは、屋久島内の農家さんで手を上げる方がいれば、お任せしますという姿勢なんだそうです。そこで手を上げる人がいなかったら、受けても良いです。ということです。

ここも島内で受け手を探したんですが、なかなか受けきらないということで、■■■さんをお願いしております。

他に皆さん方からご意見ございませんか。

（「異議ありません。」の声あり）

整理番号 2 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 2 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 3 番の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 3 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借。申請人：借人（■■■■（代表取締役■■■■））、貸人■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■、畑、2,057 ㎡。農用地区域内です。内容：コーヒー。契約期間：平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間。借料：■■■■円。以下は整理番号 2 番と同じですので省略いたします。

会長

整理番号 3 番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。

○番（農業委員）

貸人ですが■■■に住んでおりますが、実家が■■■ということで■■■に農地を持っております。

■■■さんの方に電話をして■■■の方からお話を聞きました。作物がコーヒーになっていることなんですが、『今、試験をしているところだ。』というお話でした。社員の方にも苗木を配って、『庭に植え

○番（農業委員）	<p>』という感じだそうです。</p> <p>24 ページなのですが、よく見てもらうと防風林がしっかりしているところで、8画くらいに分かれています。</p> <p>■さんによりますと、『風が当たらず、温かいところ。』ということで、申請地で試験をするということでした。</p> <p>この試験がうまくいきますと、耕作放棄地の解消にもつながっていくんじゃないかと期待をしているところです。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号3番について、皆さん方からご質問等ございませんか。</p>
○番（農業委員）	<p>試験的にされるということですから、屋久島で出来るようであれば遊休農地の問題も含め、作る方たちもでてくるかなと思います。</p> <p>植えられた時には見に行ってみたいと思います。賛成です。</p>
○番（農業委員）	<p>理論上は屋久島では無理だと思います。コーヒーは赤道直下でコーヒーラインと呼ばれるところで作られています。路地では奄美大島まで。僕も50本のコーヒーを植えましたが、1回の雪で全部枯れました。</p> <p>でも世界を見ればハワイで日本人がコーヒーを作っております。有機農法を取り入れてですね。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号3番について計画を認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号3番は計画を認めることに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして整理番号4番の説明をお願いします。</p> <p>整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■さん（■歳）、譲渡人 ■さん（■歳）。土地の所在：■、他33筆。現況地目：29筆が畑、4筆が山林、1筆が雑種地です。34筆の合計面積が100,363.47㎡。23筆が農用地区域内です。内容：茶園、採草地、農用道路、防風林。移転時期：平成28年6月10日。対価：0円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：借地面積が12,164㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：乗用型摘採機・1、乗用型防除機・1、乗用型中刈機・1、堆肥散布機・1、新興アタッチ・1、2tトラック・1、堆肥舎・1、倉庫・2、製茶機械・一式です。</p> <p>譲受人は認定農業者でありますので農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>この案件は今年の会に上がってきたんですけど、取り下げた経緯のある案件です。</p> <p>父親から長男へ贈与ということですが、■さんは30数年、生産から製造まで自分でやっておりましたが、二男坊も帰ってきましたので、息子2人に任せて、引退するということでした。</p> <p>経営面積も10町歩ほどということで、かなり大きな相続となります。</p>
会長	<p>整理番号4番について、皆さん方からご意見・ご質問ございますか。</p>
○番（農業委員）	<p>相続課税が大きいんじゃないですか。</p>
会長	<p>贈与ですので、贈与税の対象になります。しかし相続時精算課税とい</p>

会長

う特例が譲渡人が 60 歳以上ということに法令が変更になりまして、2,000 万円まで贈与税が猶予されるという制度がございますので、それでクリアできるんじゃないかと思います。

不動産取得税はかかります。評価額の 4% だったかと思います。ほとんど農地ですので、評価額もそんなに高くないです。ただ、この申請をするのに登記簿をだしておりますので、登記簿だけで 3・4 万円かかっていますね。

話が前後しますが、弟さんが返ってきた時点で先ほどの ■■■ さんの茶園をという働きかけをしていたんですが、借入をするのに抵抗があって引き受けきれなかったということがありました。

ただ今の整理番号 4 番について他にご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 4 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 4 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 5 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 5 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■ さん (■■■ 歳)、譲渡人 ■■■ さん (■■■ 歳)。土地の所在：■■■、畑、710 m²。農用地区域内。内容：農業用施設用地 (ハウス)・マンゴー・時計草。移転時期：平成 28 年 6 月 15 日。対価：■■■ 円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等といたしまして主な経営作物：たんかん・ヤマモモ・実エンドウ。経営面積：所有地が 7,270 m²。従事日数：300 日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、動噴・1、モア・1、倉庫・1、電気柵・500m、パソコン・1、肥料散布機・1、運搬機・1 です。

譲受人は大規模な農業経営を展開する認定農業者であり、経営面積・機械の保有状況を見ても特に問題も見られないことから経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 5 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

申請人は親同士が兄弟ですので、従弟にあたります。譲渡人はここ数年、農地を手放しております。場所は 33 ページにあります、■■■の隣。ハウスは前に借りていた方が建てて花を作っておりました。せっかくハウスがあるので、パッションを植えてみようかという話でした。問題はないと思います。以上です。

○番 (農 業 委 員)

譲受人は去年からエンドウも作って頑張っておりますし、時計草も頑張ってくれると思いますので、賛成したいと思います。

会長

整理番号 5 番について、他の皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 5 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 5 番は計画を認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

8番

9番

平成28年5月24日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久